



酒田港港湾計画の輕易な変更について

港湾管理者 山形県

令和7年1月23日

- 1 酒田港の最近の情勢**
- 2 酒田港港湾計画の概要**
- 3 酒田港港湾計画の軽易な変更の内容**

1 酒田港の最近の情勢

- 酒田港は、山形県唯一の重要港湾であり、物流・産業等を支える基盤として重要な役割を担っている。



本港地区：古くから栄えた地区。現在は「賑わい空間」。

外港地区：平成年代に開発。主にコンテナ貨物を取扱う地区。

北港地区：昭和40年代に開発。リサイクル関連企業が多く立地。

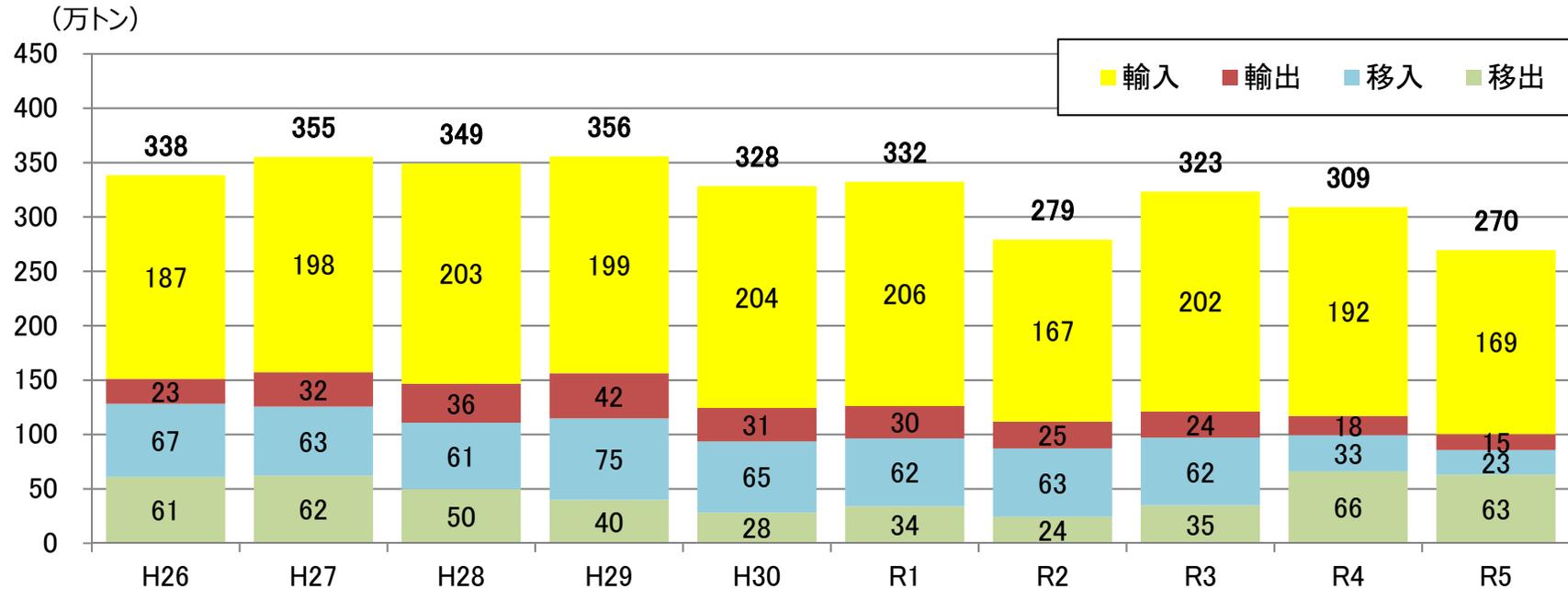
主にバルク貨物を取扱う地区。

取扱貨物量の推移と大宗貨物

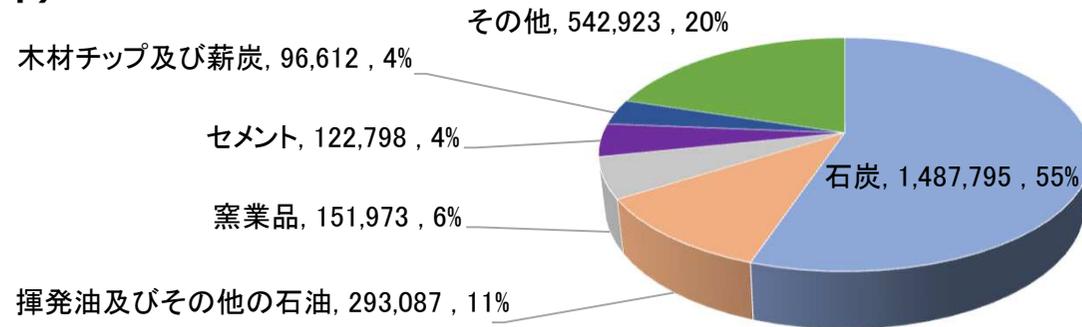


● 輸入が全体の約6割を占める。ほとんどが火力発電所及びバイオマス発電所の燃料となる石炭である。

■ 取扱貨物量の推移（令和5年）



■ 品種別取扱量（令和5年）



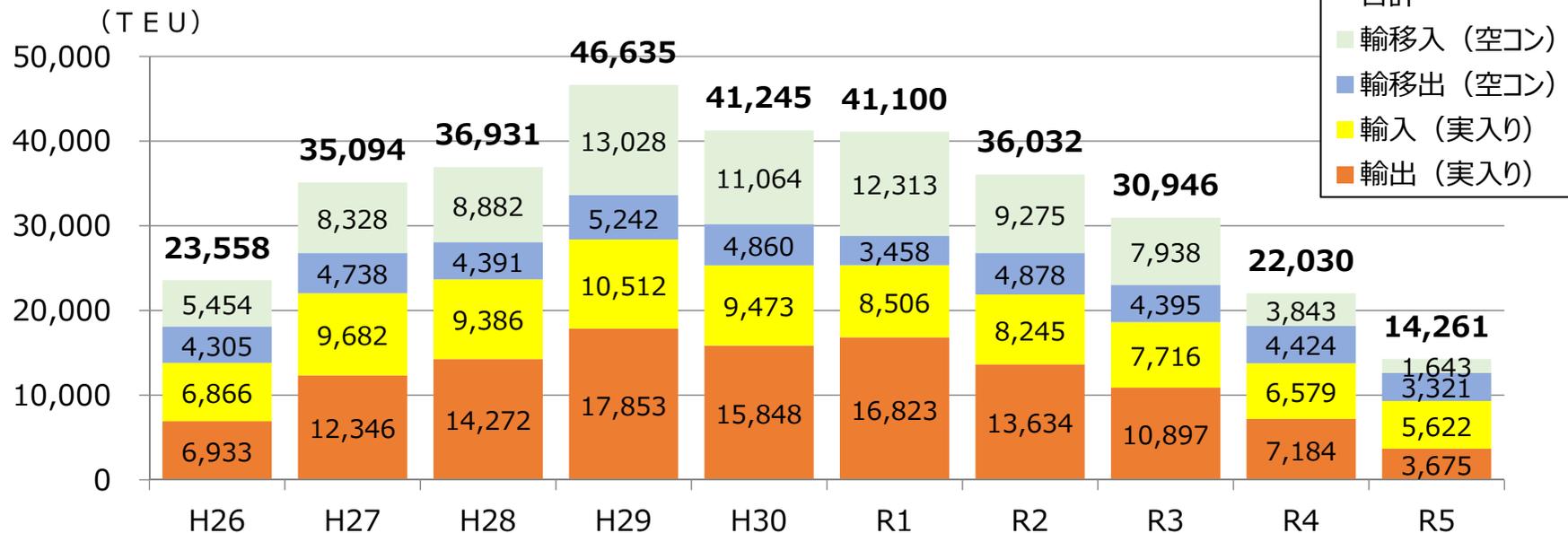
出典：酒田港統計年報

コンテナ貨物量

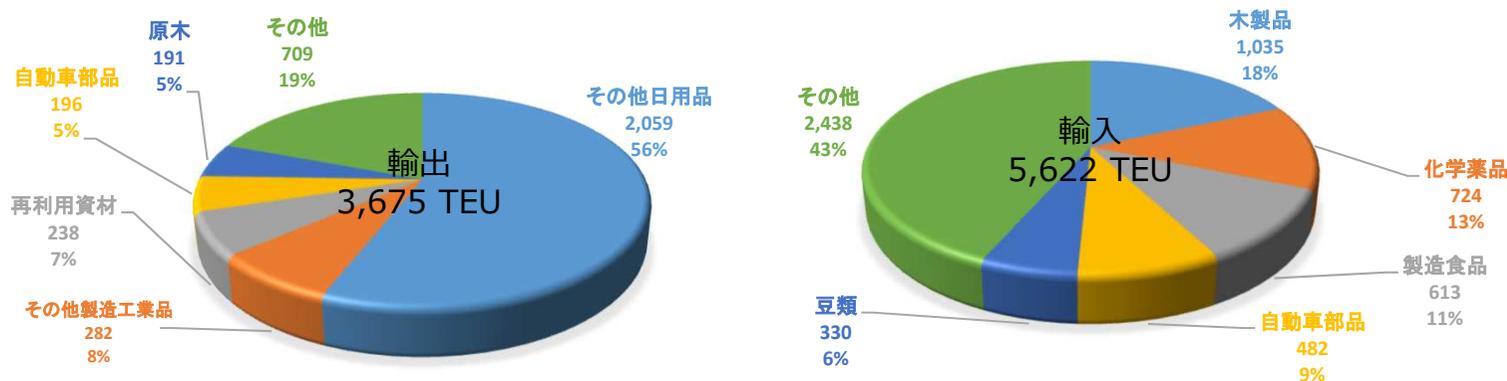


● コンテナ貨物量は、令和2年以降、主要な輸出品目である日用品が輸出先国の経済事情の変化などの影響により減少傾向である。

■ コンテナ貨物量の推移



■ 品種別貨物量 (令和5年)



出典：酒田港統計年報

酒田港のリサイクル及びエネルギー関連企業



- 酒田港は、火力、バイオマス、太陽光、風力の各種エネルギー供給拠点として、さらには山形県の経済と暮らしを支える物流拠点として、地域経済を牽引する役割を担っている。
- 平成15年4月のリサイクルポートへの指定を契機に、酒田港付近のリサイクル関連企業が増加し、循環型社会の構築に寄与している。



至秋田県

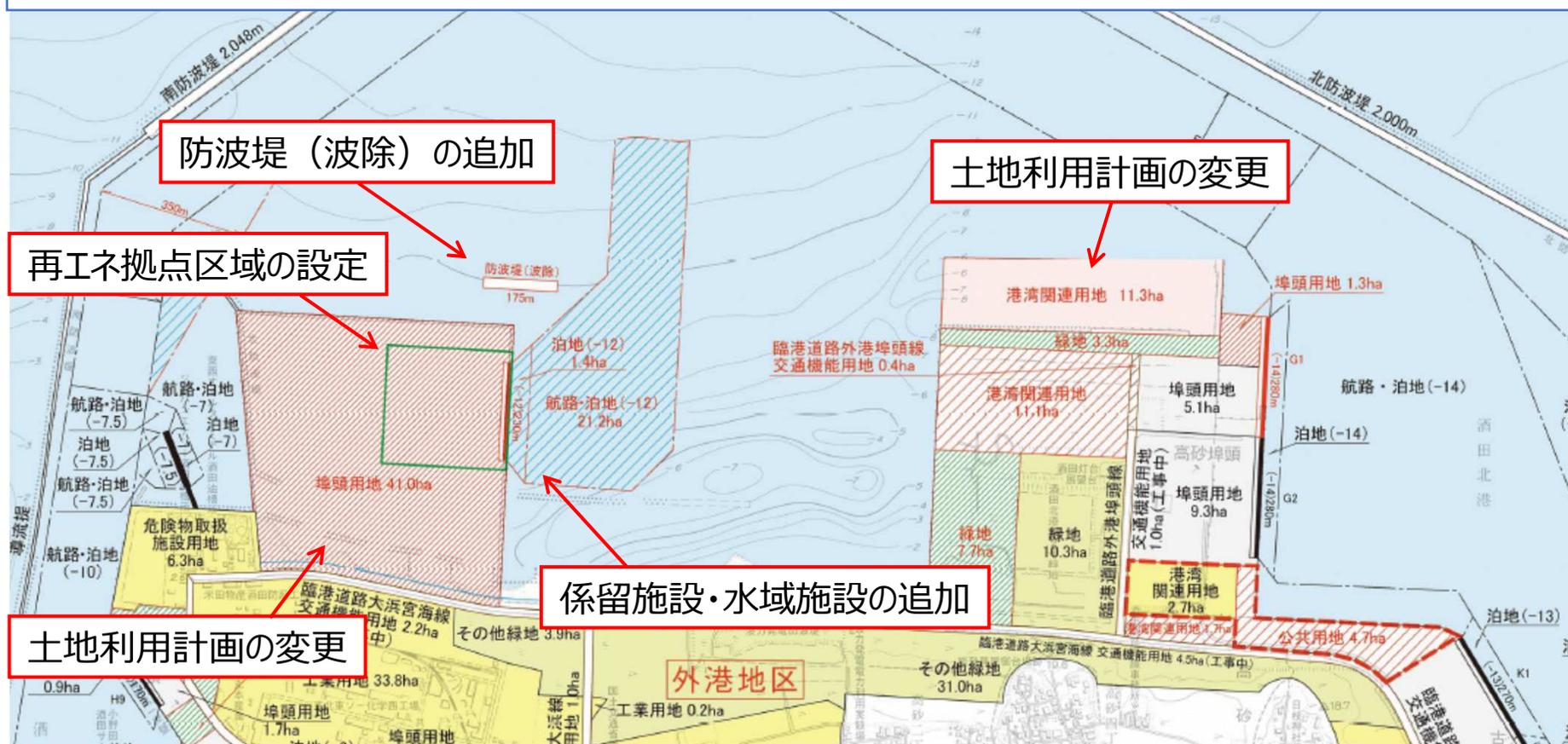
酒田みなとIC

酒田港港湾計画の一部変更（令和5年度）

- 洋上風力発電事業に対応するため、令和5年12月に酒田港港湾計画の一部変更を行った。
（山形県地方港湾審議会：令和5年9月8日）

【港湾計画の方針（追加）】

海洋再生可能エネルギー発電設備等の導入促進に資するため、海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置および維持管理の拠点を形成する。



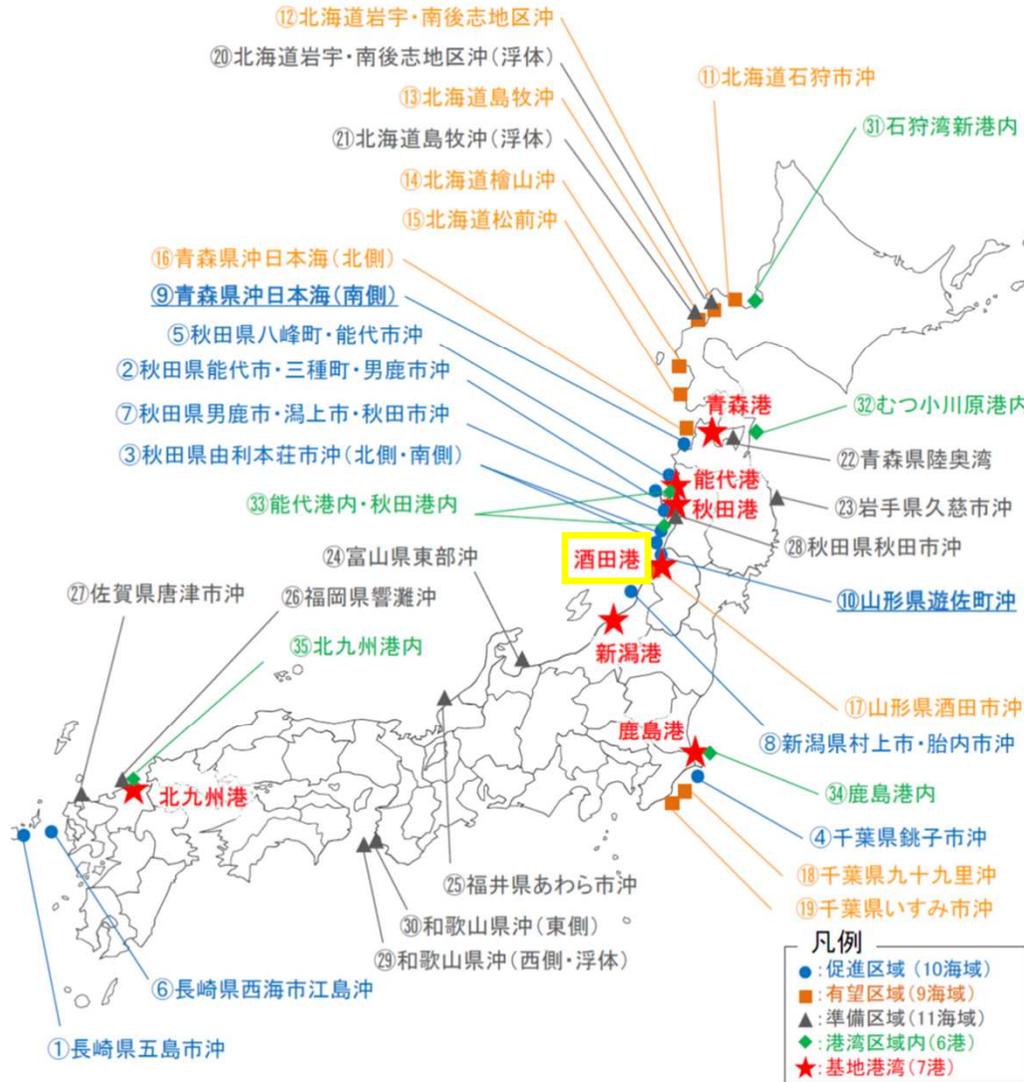
洋上風力発電事業の概要



● 酒田港は令和6年4月26日に国土交通大臣より基地港湾※の指定を受けた。

※ 海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭（洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される埠頭）を有する港湾

洋上風力発電に係る促進区域等の位置図

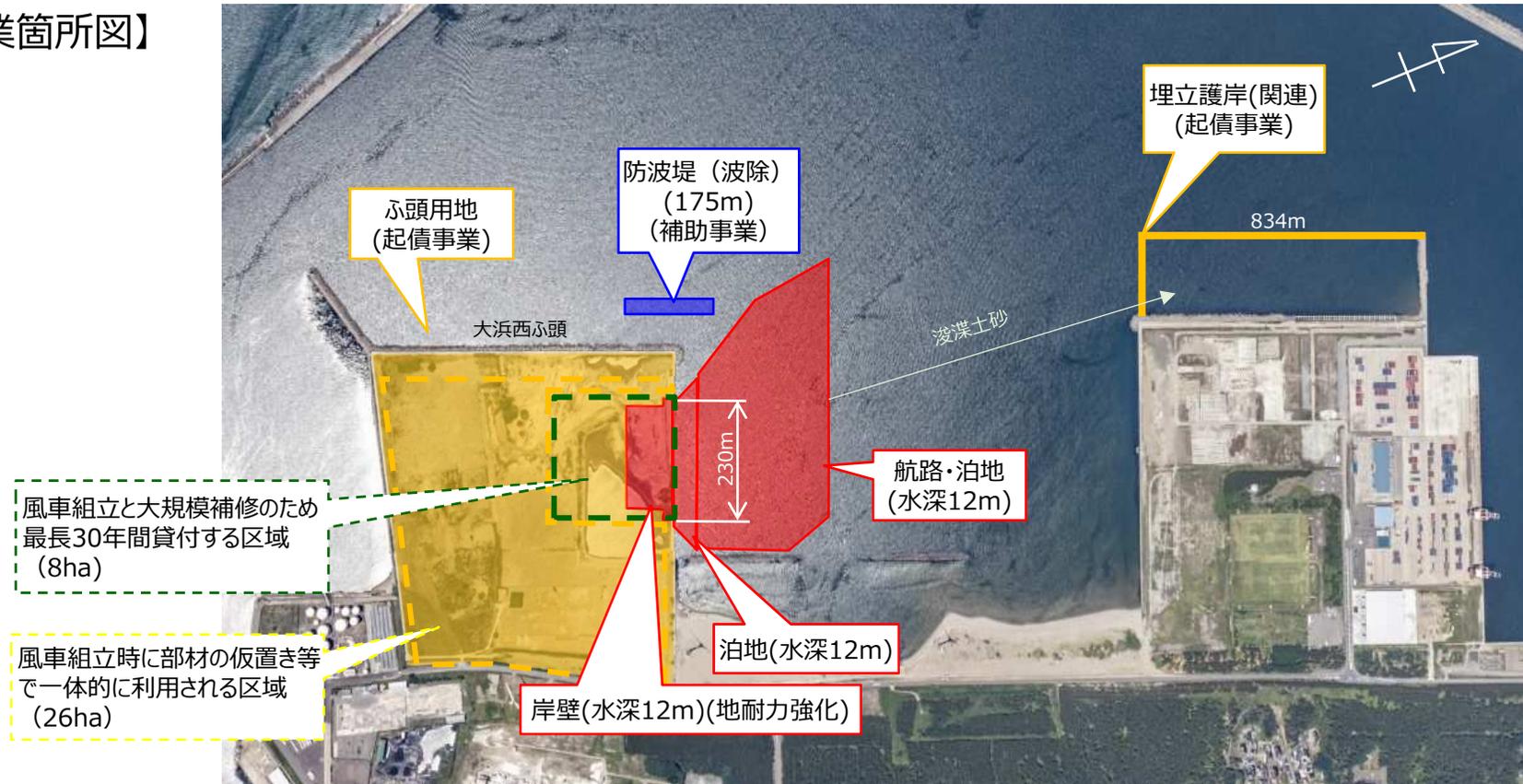


区域名	※太字下線は令和6年9月に新たに整理した区域	
促進区域	事業者選定済	
	①長崎県五島市沖	
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	
	③秋田県由利本荘市沖(北側・南側)	
	④千葉県銚子市沖	
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	
	⑥長崎県西海市江島沖	
	⑦秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	
	⑧新潟県村上市・胎内市沖	
	⑨青森県沖日本海(南側) [令和6年12月24日事業者選定]	
⑩山形県遊佐町沖 [令和6年12月24日事業者選定]		
有望区域	⑪北海道石狩市沖	⑯青森県沖日本海(北側)
	⑫北海道岩宇・南後志地区沖	⑰山形県酒田市沖
	⑬北海道島牧沖	⑱千葉県九十九里沖
	⑭北海道檜山沖	⑲千葉県いすみ市沖
	⑮北海道松前沖	
	⑳北海道岩宇・南後志地区沖(浮体)	㉔富山県東部沖
	㉑北海道島牧沖(浮体)	㉕福井県あわら市沖
	㉒青森県陸奥湾	㉖福岡県響灘沖
	㉓岩手県久慈市沖	㉗佐賀県唐津市沖
	㉘秋田県秋田市沖	㉚和歌山県沖(西側・浮体)
準備区域	⑩山形県遊佐町沖	⑲千葉県いすみ市沖
	⑰山形県酒田市沖	⑳和歌山県沖(東側)
	⑳北海道岩宇・南後志地区沖(浮体)	㉔富山県東部沖
	㉑北海道島牧沖(浮体)	㉕福井県あわら市沖
	㉒青森県陸奥湾	㉖福岡県響灘沖
	㉓岩手県久慈市沖	㉗佐賀県唐津市沖
	㉘秋田県秋田市沖	㉚和歌山県沖(西側・浮体)
	㉙和歌山県沖(東側)	
	㉚和歌山県沖(西側・浮体)	
	㉛和歌山県沖(東側)	
港湾区域内	①石狩湾新港内(R6.1運転開始)	
	②むつ小川原港内	
	③能代港内・秋田港内(R5.1全面運転開始)	
	④鹿島港内	
	⑤北九州港内	

(出典) 国土交通省港湾局資料を一部加工

洋上風力発電基地港湾整備の概要

【事業箇所図】



【スケジュール (予定)】

		R5d	R6d	R7d	R8d	R9d	R10d
直轄	岸壁						
	航路・泊地						
県	波除堤						
	ふ頭用地						
	埋立護岸 (関連)						

▼ 利用開始

クルーズ船の寄港

酒田港へのクルーズ船の寄港実績

年	月日	船名
H29	4/1、9/8	飛鳥II
	5/3、7/8、7/10	にっぽん丸
	8/2	コスタ・ネオロマンチカ【初】
H30	7/10、7/12	にっぽん丸
	7/1、7/17	ダイヤモンド・プリンセス【初】
	8/2	コスタ・ネオロマンチカ
H31 (R1)	5/11	ぱしふいっくびいなす
	7/8-9、7/11	にっぽん丸
	4/23、6/23、8/30、9/30	ダイヤモンド・プリンセス
	9/16	MSCスプレディダ【初】
R2~R4	寄港なし	
R5	4/6、4/20	シルバー・ミュージック【初】
	4/13	ル・ソレアル【初】
	4/14、11/3、11/21	ダイヤモンド・プリンセス
R6	5/2	にっぽん丸
	4/8、4/22	ウエステルダム【初】
	4/10、5/28	ダイヤモンド・プリンセス
	4/11、5/27	ル・ソレアル
	10/5	MSCベリッシマ (17万GT)【初】



2 酒田港港湾計画の概要

酒田港中長期構想

- 目標年次：20年～30年先
- 酒田港の将来像、長期的な港湾整備の方向性、空間利用のゾーニングを定めるもの

【平成31(2019)年策定】

酒田港港湾計画

- 目標年次：2030年代半ば
- 取扱貨物量の見込みに応じて、施設整備や施設利用計画を定めるもの
- 港湾法第3条の3に基づく法定計画

【令和2(2020)年改訂】

<港湾計画変更の区分>

- **改訂**
方針または港湾の能力に関する著しい変更
- **一部変更**
方針または港湾の能力に著しい変更を生じず、「輕易な変更」に該当しない変更
- **輕易な変更**
比較的規模の小さい変更（港湾法施行規則第1条の12に規定）

⇒【令和5年一部変更】

⇒【令和7年輕易な変更】
(予定)

**山形県地方港湾審議会条例第3条1号により港湾計画に関することは、
知事の諮問に応じ審議する。**

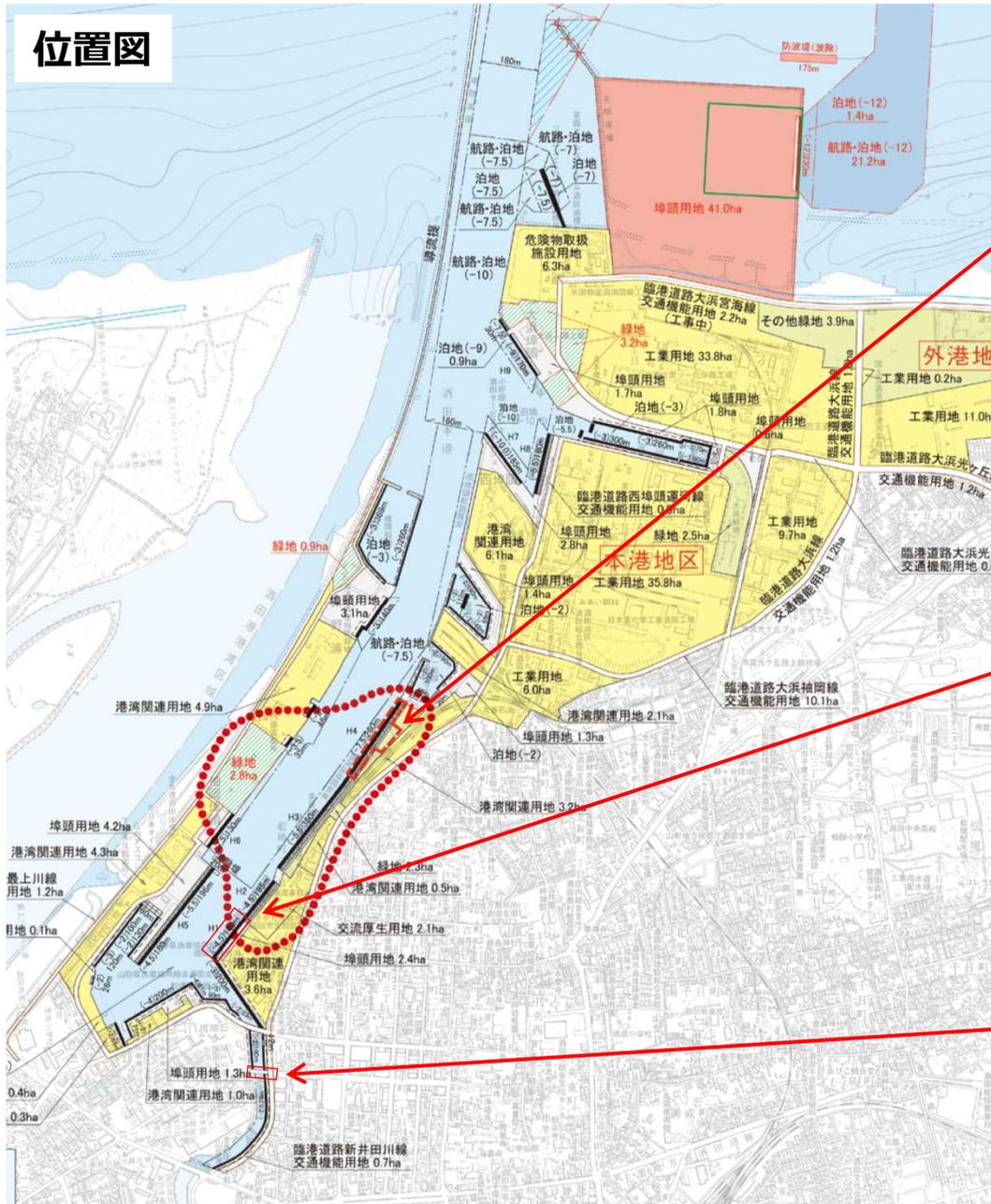
酒田港の主な施設と変更対象箇所



3 酒田港港湾計画輕易な変更の内容

- ① 小型クルーズ船需要への対応
- ② 漁船の大型化への対応
- ③ 橋梁の拡幅計画への対応

位置図



① 東埠頭

- 小型の高級クルーズ船需要に対応するため、東ふ頭新町岸壁において、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を削除し、旅客船埠頭計画を追加する。

② 水産埠頭

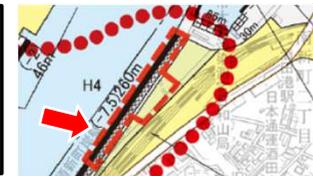
- 漁船の大型化に対応するため、水産第1岸壁の水深を変更する。

③ 本港地区漁船だまり

- 橋梁の拡幅に伴い、新井田川右岸物揚場の延長を変更する。

① 本港地区における小型クルーズ船入港への対応

背景 既定計画(令和2年2月改訂)では、本港地区の東ふ頭新町岸壁へ小型クルーズ船の入港・着岸が可能か未確認であったため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」としていた。令和2年度に航行安全調査を実施し本港地区へ入港・着岸が可能であることを確認し検討を完了した。



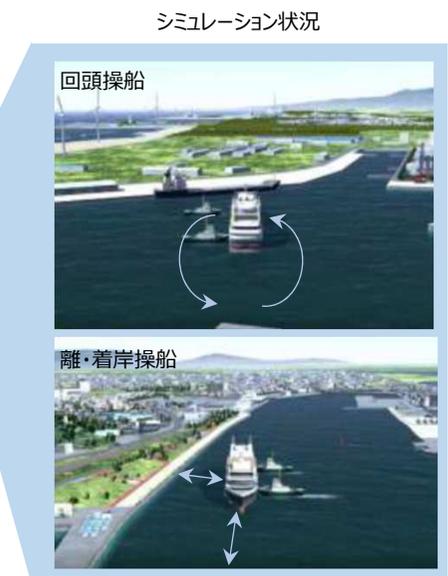
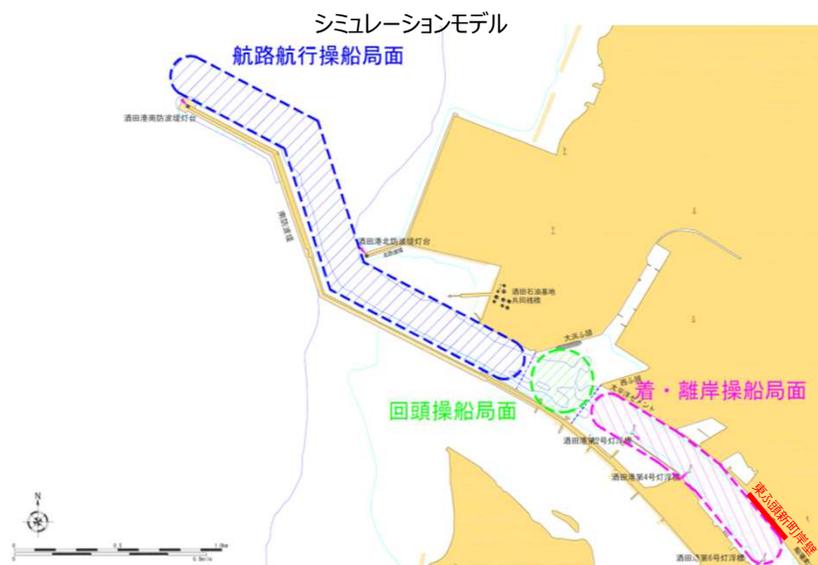
【航行安全調査の内容】

<対象船舶>

船名	総トン数 (GT)	全長	幅	喫水	旅客定員
ロストラル ル・ソレアル	10,944トン	142.1m	18.0m	4.9m	264人



<操船シミュレーション>



➤ 調査結果を航行安全調査委員会※で議論し、航路の拡幅や岸壁の防舷材・係船柱の整備などを行い、条件を整えることで、対象船舶を限度として**入港・着岸可能**という結果を得た。

※酒田港及び船舶交通等に関する専門的知識を有する者や酒田港を管理・管轄する関係官公庁等により構成する委員会

① 本港地区における小型クルーズ船入港への対応

変更概要 本港地区にて、小型の高級クルーズ船等の多様なクルーズ船需要に対応するため「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を削除し、旅客船埠頭計画を追加する。

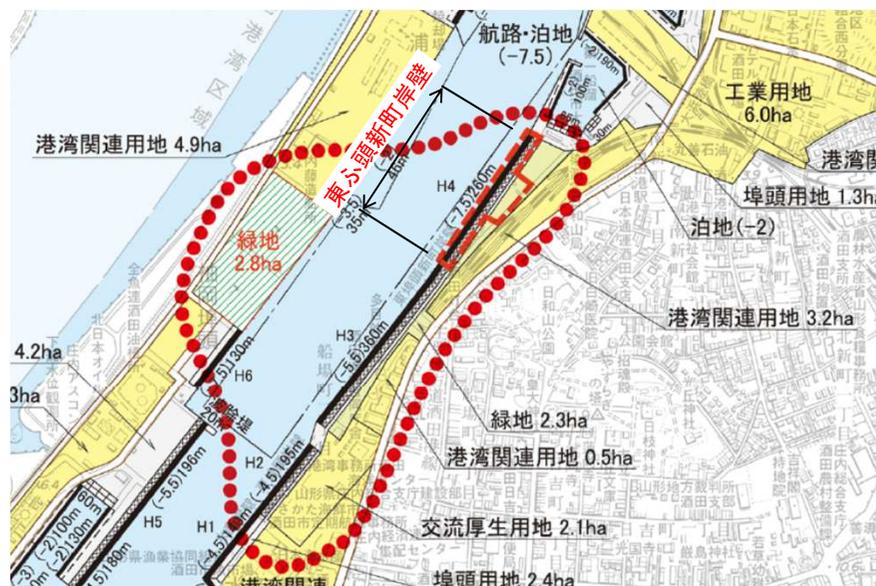
変更前

● 利用形態の見直しの検討が必要な区域

本港地区においては、小型の高級クルーズ船等の多様なクルーズ需要に対応し、港における賑わい空間を形成するため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

● 物資補給等の施設*

水深 7.5m 岸壁 2バース 延長 260m



	物資補給岸壁	→ 変更
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	→ 削除

変更後

● 利用形態の見直しの検討が必要な区域

(削除)

● 旅客船埠頭計画

水深 7.5m 岸壁 1バース 延長 260m



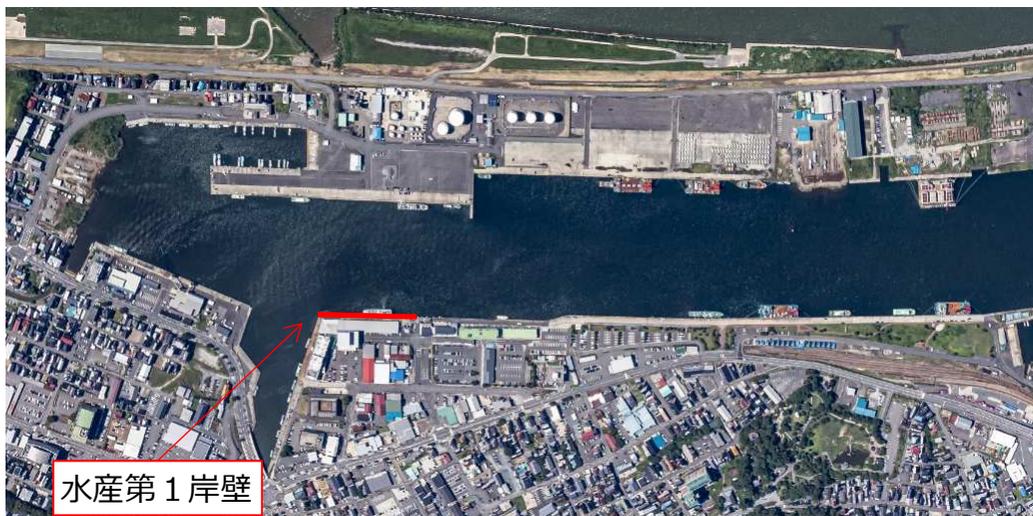
	公共岸壁
--	------

*通常の荷役を行う施設ではなく、作業船、官公庁船等の係留や、貨物船等の燃料・水・食料・日用品等の補給を行う施設。

② 漁船の大型化への対応

背景

近年イカ釣り漁船が大型化しており、令和2年竣工の「第86若潮丸」は喫水(船舶に必要な水深)が4.8mとなり、荷役している水産第1岸壁の計画水深は4.5mであることから水深が不足する。



水産第1岸壁

<施設諸元>

延長	計画水深	対象船舶	
		総トン数(GT)	バース
140m	4.5m	150トン	2



<対象船舶>

大型化

船名	総トン数(GT)	全長	幅	喫水
第86若潮丸	199トン	41.8m	7.2m	4.8m※

※ 岸壁水深は、余裕水深10%を確保するため5.5mが必要

(参考) イカ釣り船団出航式状況



② 漁船の大型化への対応

変更概要	漁船の大型化に対応するため、水産第1岸壁140mのうち70mを、水深4.5mから5.5mへ変更する。
-------------	--

変更前

● 公共埠頭計画 本港地区 水産埠頭

水深4.5m 岸壁2バース 延長140m



変更後

● 公共埠頭計画 本港地区 水産埠頭

水深5.5m 岸壁1バース 延長70m
水深4.5m 岸壁1バース 延長70m

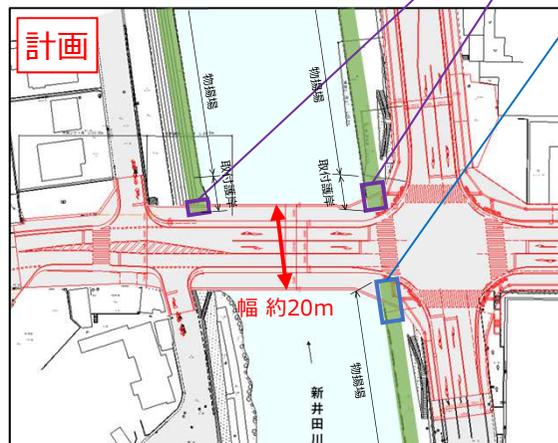
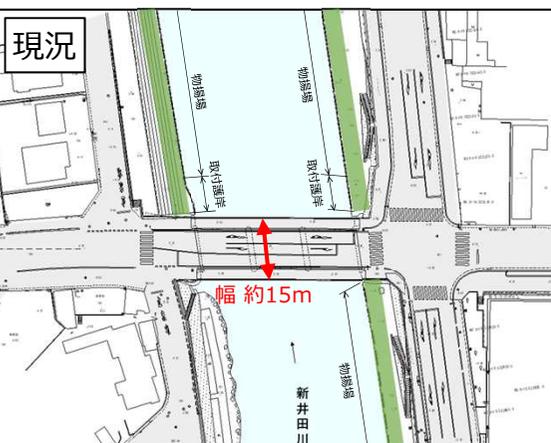


③ 橋梁の拡幅計画への対応

背景

道路事業にて一般国道112号実生橋が架け替えとなり道路幅員が拡幅される。それにより港湾施設である新井田川右岸物揚場の6m区間が拡幅範囲にかかることから当該施設が撤去される。

<道路事業の概要>



<酒田港港湾計画>

漁船だまり配置計画

：漁船 (水深2.0m級、長さ10.5m)

取付護岸(外郭施設)の減少
→ 港湾計画の変更不要

物揚場(係留施設)の減少
→ 港湾計画を変更

新井田川右岸-2.0m物揚場
延長 526m → 520m(変更)
漁船配置計画：33隻(影響なし*)



※既定計画の漁船配置は約350m(33隻×10.5m)であり、今回減少では漁船配置への影響はない。なお、漁船隻数は現況の利用状況に基づき設定している。

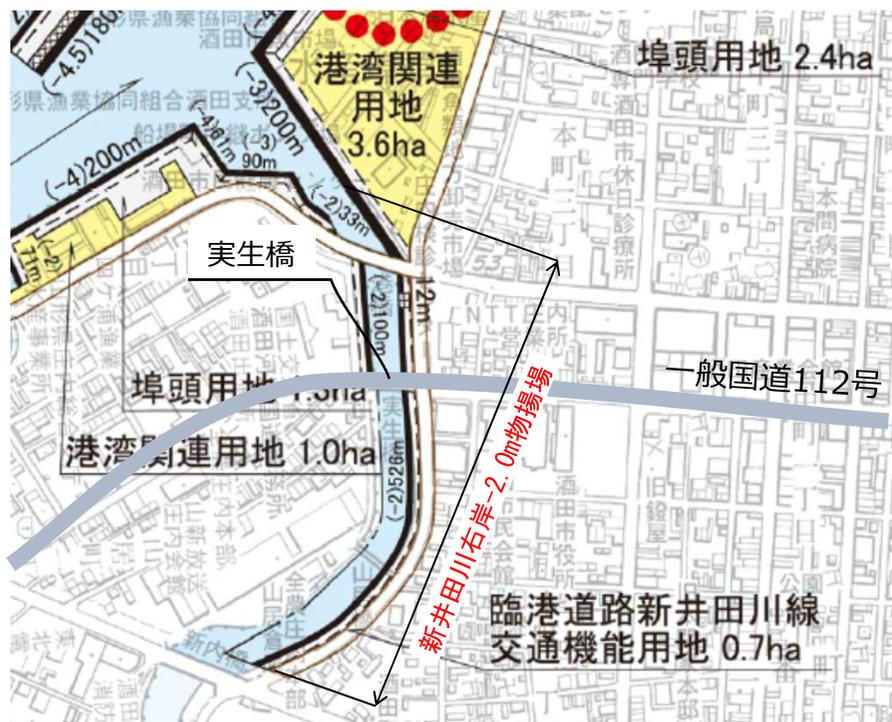
③ 橋梁の拡幅計画への対応

変更概要	一般国道112号実生橋の拡幅により物揚場の一部が橋梁にかかることから、物揚場延長を6 m減とする。
-------------	---

変更前

- 小型船だまり計画
本港地区漁船だまり

物揚場 水深2m 延長526m

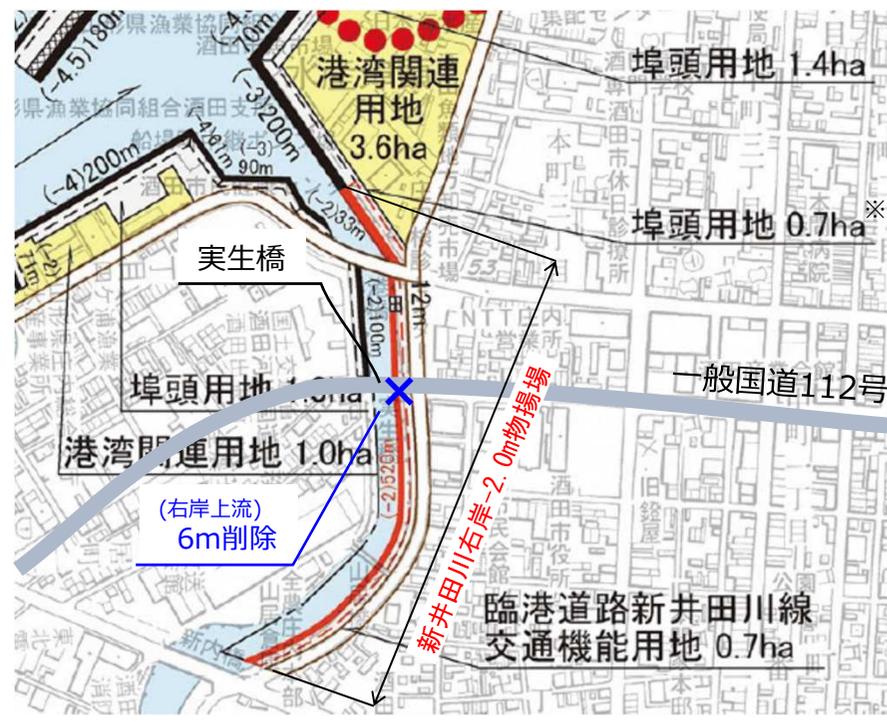


公共物揚場 (既設)

変更後

- 小型船だまり計画
本港地区漁船だまり

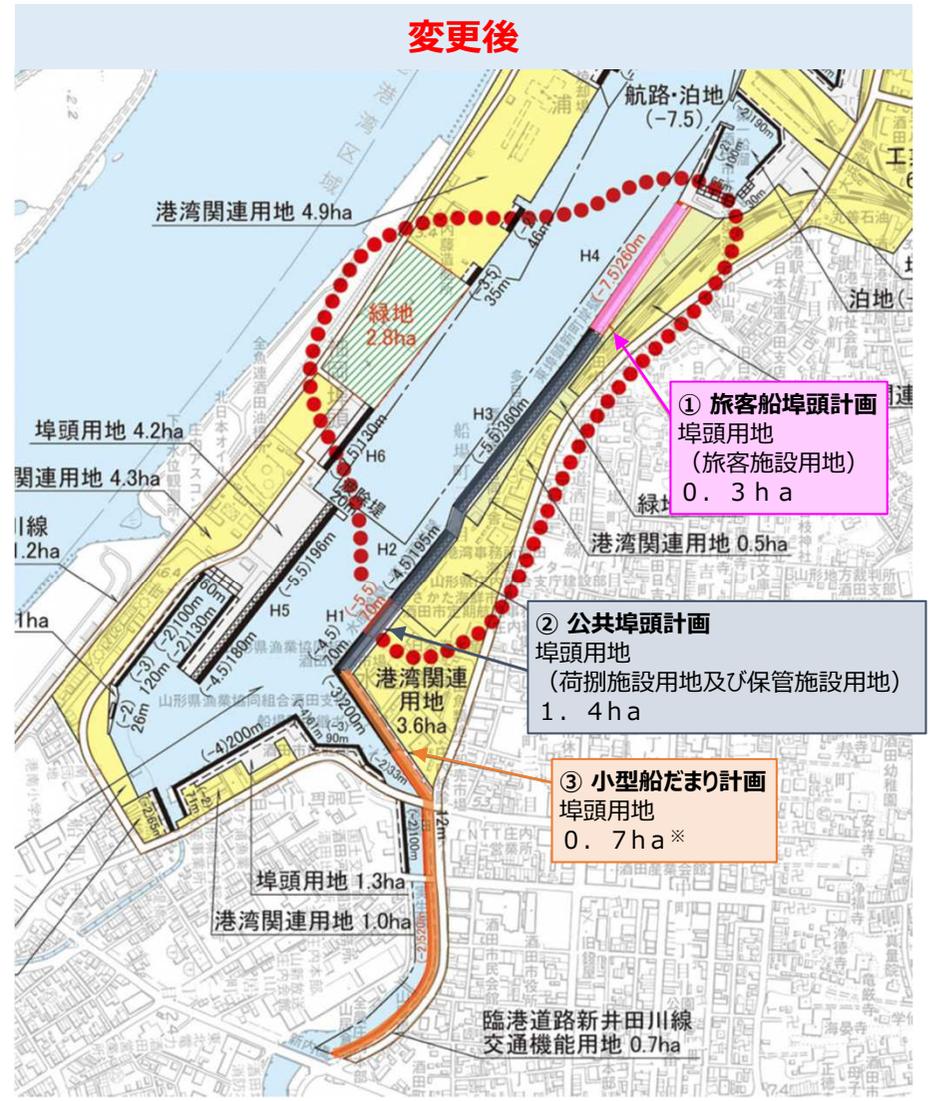
物揚場 水深2m 延長520m



公共物揚場 (今回計画)

変更計画に対応する埠頭用地

変更概要 今回変更(①~③)に伴い、対応する背後の埠頭用地を計画する。



※ 物揚場背後は、既定計画では 荷捌施設用地及び保管施設用地 2.4ha に含まれていたが、実態は小型船だまり計画であるため 0.7ha を当該計画の埠頭用地とする。